

第3者委託の拡大を

水道O&M研究会 全国的な要望活動開始

水道O&M研究会（藤田賢二会長）は改正水道法が施行されて2年が経過したが、適当な委託先がない等

の理由で第3者委託が広まっていけないことから、中央省庁、関係団体、都道府県、道課長に民間活力の一層の拡大や第3者委託の拡大を訴えた。

平成14年4月に改正水道法が施行され、水道の管理に関する技術上の業務が第3者に委託できるようになった。こうした中、水道施設の運営・管理の健全な推進を図ることを目的に、水道O&M研究会が昨年10月に発足した。

同研究会の会員は技術面の豊富な経験と共に、受託業務を安定して実施するうえで必要な経営基盤を持つている。同研究会では安全かつ効率的な管理を目指し

て新しい契約方法や危機管理等を研究しており、安心して委託できる体制を整えている。

しかし、改正水道法施行以来、2年が経過したが、第3者委託が広まっていないうして①民間活力の一層の活用と第3者委託の拡大②安全面、技術面、危機管理能力を重視しての委託先選定③インセンティブ契約の導入④水道O&M研究会の活用—を要望することに

した。16日には厚生労働省のほか、水道技術研究センターに要望。引き続き都道府県、政令指定都市や日本水道協会、全国簡易水道協議会、日本水道工業団体連合会などにも同様の要望活動を行う。



安藤課長(左)に要望する大石代表幹事ら